

新宮町告示第110号

令和6年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年8月22日

新宮町長 桐島 光昭

1 期 日 令和6年9月2日

2 場 所 新宮町議会議事堂

○開会日に応招した議員

江口 正明君

片岡 誠治君

温水 眞君

安武久美子君

庵原 伸一君

西 健太郎君

大牟田直人君

横大路政之君

北崎 和博君

牧野真紀子君

上畝地白馬君

松井 和行君

○9月2日に応招した議員

全員

○9月3日に応招した議員

全員

○9月4日に応招した議員

全員

○9月17日に応招した議員

全員

○応招しなかった議員

なし

議事日程(第1号)

令和6年9月2日 午前9時30分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第72号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第73号議案 新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第74号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第75号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第76号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第77号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第78号議案 令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第79号議案 令和5年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 第80号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 第81号議案 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第82号議案 令和5年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第83号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第84号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第16 第85号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第17 第86号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第87号議案 令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第19 第88号議案 令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算について
- 日程第20 第89号議案 令和6年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第21 第90号議案 工事請負契約の締結について(干原線道路改良工事(第1工区))
- 日程第22 第91号議案 工事請負契約の締結について(新宮町杜の宮グラウンド夜間照明設備LED化改修工事)

- 日程第23 第92号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 請願第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」に関する請願書
- 日程第25 報告第16号 令和5年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第26 報告第17号 令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書について
- 日程第27 報告第18号 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計継続費精算報告書について
- 日程第28 報告第19号 令和5年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第29 報告第20号 令和5年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第30 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第31 報告第22号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について
- 日程第32 報告第23号 例月出納検査結果報告について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第72号議案 新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 第73号議案 新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 第74号議案 令和5年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 第75号議案 令和5年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 第76号議案 令和5年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 第77号議案 令和5年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 第78号議案 令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 第79号議案 令和5年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 第80号議案 令和5年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第12 第81号議案 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 第82号議案 令和5年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 第83号議案 令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第15 第84号議案 令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について

- 日程第16 第85号議案 令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第17 第86号議案 令和6年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第18 第87号議案 令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算について
- 日程第19 第88号議案 令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算について
- 日程第20 第89号議案 令和6年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第21 第90号議案 工事請負契約の締結について（干原線道路改良工事（第1工区））
- 日程第22 第91号議案 工事請負契約の締結について（新宮町杜の宮グラウンド夜間照明設備LED化改修工事）
- 日程第23 第92号議案 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について
- 日程第24 請願第2号 「最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書」に関する請願書
- 日程第25 報告第16号 令和5年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第26 報告第17号 令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書について
- 日程第27 報告第18号 令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計継続費精算報告書について
- 日程第28 報告第19号 令和5年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第29 報告第20号 令和5年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第30 報告第21号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第31 報告第22号 建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告について
- 日程第32 報告第23号 例月出納検査結果報告について

出席議員（12名）

- | | | | |
|------|--------|------|--------|
| 1 番 | 江口 正明君 | 2 番 | 片岡 誠治君 |
| 3 番 | 温水 眞君 | 4 番 | 安武久美子君 |
| 5 番 | 庵原 伸一君 | 6 番 | 西 健太郎君 |
| 7 番 | 大牟田直人君 | 8 番 | 横大路政之君 |
| 9 番 | 北崎 和博君 | 10 番 | 牧野真紀子君 |
| 11 番 | 上畝地白馬君 | 12 番 | 松井 和行君 |

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …………… 井上 美和君 議会事務局主幹 …………… 上野 将司君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 桐島 光昭君 副町長 …………… 田中 真人君
教育長 …………… 小川 隆弘君
総務課長 …………… 森 和也君 地域協働課長 …………… 安河内正路君
政策経営課長 …………… 高木 昭典君 税務課長 …………… 末永富士美君
住民課長 …………… 堺 好行君 健康福祉課長 …………… 尾田 繁男君
子育て支援課長 …………… 山口 望美君 産業振興課長 …………… 森 真二君
環境課長 …………… 片山 勇二君 都市整備課長 …………… 稲光 豊君
上下水道課長 …………… 高橋 忠久君 会計管理者 …………… 桐島 聡君
学校教育課長 …………… 桐島 貴幸君 社会教育課長 …………… 井上 和広君
代表監査委員 …………… 吉田 雅文君

午前9時30分開会

○議会事務局長（井上 美和君） 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（松井 和行君） ただいまから、令和6年第3回新宮町議会定例会を開会します。

それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（松井 和行君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、西健太郎議員、7番、大牟田直人議員。事故に備えて、8番、横大路政之議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

○議長（松井 和行君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月17日までの16日間といたしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月17日までの16日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会日程表のとおりですので、議員並びに執行部のご協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長に挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（桐島 光昭君） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和6年第3回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、ご多用の中、議員の皆様のご出席をいただき、誠にありがとうございます。

まず、新宮町議会の皆様及び町民の皆様にご報告したいことがございます。昨日、行われました第27回福岡県消防操法大会におきまして、本町から2個分団、第3分団と第4分団が糟屋地区代表として出場をいたしております。なお第4分団は、前回からの連続出場となっております。その結果、小型ポンプの部に出場した第4分団は、惜しくも第3位、連続優勝はかないませんでした。すが、すばらしい成績を残してくれたと思っております。そして、ポンプ車の部に出場いたしました第3分団は見事優勝の栄誉を勝ち取り、宮城県で開催されます全国消防操法大会に福岡県代表として出場することが決定いたしております。新宮町消防団が、2大会連続して福岡県大会において見事優勝を飾り、福岡県代表として全国大会に出場することは誠に名誉なことであり、町にとっても町民の皆様にとりましても誇り高いことであると思っております。これも新宮町消防団が地域の消防防災の要として、住民の生命、財産を災害から守るという崇高な使命をよく理解し、常日頃から災害等に対する心構えと訓練、さらには消防団長を中心とした消防団員の団結力の賜だと考えております。これから第3分団の全国大会に向けた訓練が始まります。消防団、消防団員、出場選手のご家族、関係行政区長さん、議員の皆様には何とぞご理解、ご協力をお願いするとともに、全国大会出場選手皆様のご健闘を祈念するものでございます。

さて、8月11日に閉会いたしましたパリ2024オリンピックにおきましては、日本選手の皆さんは華々しい活躍を見せ、金メダル20個、銀メダル12個、銅メダル13個、合計45個のメダルを獲得されるとともに、日本国民の皆様にも多くの感動を与えてくれました。私自身、日本人選手をはじめとするオリンピックの活躍を目の当たりにして、多くの勇気と感動を与えていただくとともに、スポーツには多くの力があることを改めて感じさせられました。現在は、パリ2024パラリンピックが開催されておりますが、日本人選手を含むオリンピックの活躍を期待しているところでございます。

さて、国内におきましては、梅雨末期の大雨により、東北地方に多くの被害をもたらしました。その後、梅雨明けとともに、同時に猛烈な熱波が到来し、全国各地で熱中症警戒アラートが発表され、太宰府市では猛暑日が40日間にわたって連続記録されたとのことでございます。また、

先日の台風10号は九州や四国など西日本を横断し、交通機関の運休、商業施設の休業や物流に遅れが生じるなど、広い地域に大きな影響をもたらすとともに、死者が出るなど多くの被害をもたらしました。加えて、8月8日に発生した日向灘におけるマグニチュード7.1の地震は、南海トラフ地震との関係が注目されましたが、その後、香川県西部や茨城県北部においてもマグニチュード5程度の地震が発生をいたしております。現在のところ、本町におきましては幸いにも災害による被害等は確認されておりませんが、今後も災害に対する十分な備えが必要だと痛感をいたしております。改めて台風などに備え、今以上の点検を指示したところでございます。

また、夏休み最後の週末、8月24、25日には粕屋地域の子どもたちが様々な職業を体験する福岡都市圏キッズジョブチャレンジが開催されました。町内でも建設機械やボーリング場などの職業体験プログラムが行われ、多くの子どもたちでにぎわいました。今後とも、こうした取り組みを通じ、町の活性化に努めてまいりたいと考えております。

さて、本年度の各種事業の進捗につきましては、1人当たり4万円の定額減税について、減税しきれないことが見込まれる方に給付する調整給付金及び新たに住民税非課税、住民税均等割のみ課税となる世帯への10万円の物価高騰緊急支援給付金について、本日1回目の支給を行うことといたしております。また、第2子以降の保育料無償化、高齢者移動支援事業の10月からの開始に向け、鋭意準備を進めております。また、町道的野・寺浦線道路改良工事が完了いたしましたので、早期に供用を開始し、今後、的野区へのマリンクス乗り入れについて検討をしてみたいと考えております。九州自動車道のスマートインターチェンジ整備事業につきましても、国土交通省に出向き、私から直接要望をさせていただいておりますが、国の準備段階調査着手箇所決定に向け、引き続き事務を進めてまいります。今後とも議員各位のご理解とご協力を賜りたいと考えております。

それでは、本日提案しております議案は、条例の制定2件、令和5年度決算認定9件、令和6年度補正予算7件、契約議案2件、外部規約1件の計21議案、また諸報告8件となっております。なお、追加議案等の予定もございます。ご審議いただきまして、ご議決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（松井 和行君） これより議案の審議に入ります。

日程第3. 第72号議案

○議長（松井 和行君） 日程第3、第72号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） おはようございます。

第72号議案、新宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律、附則第1条第2号の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降発行できなくなる等に関連し、新宮町国民健康保険条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明をいたします。1ページをお願いいたします。第12条「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。附則第3項中「所得税法」の次に「（昭和40年法律第33号）」を加え、「支払い」を「支払」に改める。附則といたしまして、施行期日を令和6年12月2日からとし、経過措置として、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされている場合における条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとしております。

新旧対照表にて補足説明いたします。2ページのほうをお願いいたします。冒頭第12条につきましては、法令の改正により国民健康保険の保険証が廃止となることで、本条例との整合性を図るための改正でございます。また、附則第3項については、引用する法律に法令番号の追加と「支払い」を送り仮名を用いない「支払」に改める語句の修正を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第72号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第72号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4. 第73号議案

○議長（松井 和行君） 日程第4、第73号議案、新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第73号議案、新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、児童扶養手当法施行令及び特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令が令和6年11月1日から施行されることに伴い、新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明をいたします。1ページをお願いいたします。新宮町ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。第3条第2項第4号、第6号及び第7号中「第2条の4第8項」を「第2条の4第7項」に改め、同項第8号中「第2条の4第7項」を「第2条の4第6項」に改める。附則におきまして、この条例の施行期日を令和6年11月1日からとしております。

新旧対照表ににおきまして、補足説明をいたします。2ページのほうをお願いいたします。改正につきましては、法令の改正により、法律施行令の第2条第4項、第5項が削除されたことにより、それを引用する本条例と法律施行令の条ずれに対応するものとなっております。施行令第2条の4第8項を第7項に改正する箇所が3か所、第7項を第6項と改正する箇所が1か所となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第73号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第73号議案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 第74号議案

○議長（松井 和行君） 日程第5、第74号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本件から日程第13、第82号議案までの9件は令和5年度決算の認定となっておりますので、一括上程し議題といたします。

それでは、第74号議案から第82号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） おはようございます。

第74号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから第82号議案、令和5年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定についてまでの説明をいたします。

6つの特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計並びに一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙、監査委員の意見をつけて議会認定に付するものでございます。

それでは、令和5年度新宮町決算と表題がついております一覧表で説明をいたします。第74号議案、令和5年度新宮町渡船事業特別会計から第82号議案、令和5年度新宮町一般会計まで、各会計の決算収支は記載のとおりでございます。

第79号議案の令和5年度新宮町水道事業会計及び第80号議案の令和5年度新宮町下水道事業会計を除きます6つの特別会計の合計といたしまして、歳入31億7,357万7,841円、歳出31億1,714万2,285円、差引5,643万5,556円となっております。翌年度へ繰越すべき財源はなく、6つの特別会計の実質収支の合計も同額となっております。

第79号議案、令和5年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、公益的収入7億5,437万9,560円、収益的支出6億9,717万3,845円、差引5,720万5,715円となり、これから消費税分を除いた3,414万1,299円が当年度純利益となっております。資本的収入7,304万4,000円、資本的支出3億302万5,910円、差引マイナス2億2,998万1,910円となっております。なお、収支不足額につきましては、当年度消費税資本的収支調整額1,448万5,524円、過年度損益勘定留保資金2億1,549万6,386円で補填を行っております。

第80号議案、令和5年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、公益的収入9億5,661万1,157円、公益的支出8億8,747万8,789円、差引6,913万2,368円となり、これから消費税分を除いた5,223万9,253円が当年度純利益となっております。資本的収入2億5,459万8,490円、資本的支出4億8,033万1,854円、差引マイナス2億2,573万3,364円となっております。なお、収支不足につきましては、当年度消費税資本的収支調整額1,841万1,029円、過年度損益勘定留保資金1億898万9,394円、当年度損益勘定留保資金9,833万2,941円で補填を行っております。続きまして、第82号議案、令和5年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入180億7,061万7,760円、歳出175億8,197万2,332円、差引4億8,864万5,428円。継続費逓次繰越額550万1,000円、繰越明許費繰越額5,416万8,000円、実質収支額4億2,897万6,428円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） ここで決算に対する監査委員の監査意見をお願いいたします。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） おはようございます。

それでは、令和5年度新宮町歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書について、ご説明いたします。

まず、決算審査意見書ではありますが、これは地方自治法及び地方公営企業法等の規定に基づき、令和5年度一般会計、特別会計、地方公営企業会計の計9会計につきまして、関係諸帳簿ごとの書類をもとに、温水委員とで審査を行いました。

この審査の結果を意見書としてまとめたものであります。審査意見といたしましては、2ページの段落1で記載していますとおり、例月出納検査の集計と合致し、決算計数は正確であることを確認いたしました。そして、次の段落2と段落3、段落4では、一般会計、特別会計及び地方公営企業会計ごとの歳入歳出額の年度総額と前年度比較額を記載するとともに、増減額の要因、分析を行っております。

第5、第6段落では、予算の執行状況、事業の経営が適正かつ効率的に運営されているかについてを主眼に据え、関係各課局長からの説明を受け、審査を行い、その結果を歳入歳出ごとに今後、執行部において検討改善を必要とする事項を、私ども監査委員の意見として述べております。

最後の段落7では、歳入歳出全般にわたる意見としまして、今後、検証、検討していただきたい事項について言及しております。

意見の総論といたしましては、歳入歳出ともに適正に予算執行が行われており、特段指摘すべき事項はございませんでした。

4ページ以降については、款項目ごとに増減の分析を行っております。

次に、34、35ページの基金運用審査意見書についてでございます。定額運用基金と積立基金について審査を行いました。定額運用及び積立の両基金ともに、運用状況を示す書類の計数は正確であり、運用が確実かつ効率的に行われていることを確認いたしました。

以上、簡単ではございますが、令和5年度の歳入歳出決算審査及び基金運用審査意見書についての概略をご説明いたしました。

決算特別委員会での審議の参考にしていただけたらと考えます。お取扱いよろしく申し上げます。

○議長（松井 和行君） ありがとうございます。

ここで監査意見に対する質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。第74号議案から第82号議案までの9議案については、議長及び温水監査委員を除く、議員10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し審査することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認め、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

ここで、10時10分まで休憩をいたします。

なお、休憩中に決算特別委員会の正副委員長を選出をお願いいたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は片岡誠治議員、副委員長は大牟田直人議員に決まりましたので報告いたします。

なお、委員長におかれましては9月5日、6日、9日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いしたいと思いますとともに、本会議最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

日程第14. 第83号議案

○議長（松井 和行君） 日程第14、第83号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） 第83号議案、令和6年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ36万円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億824万2,000円とするものでございます。

内容について、歳出より説明いたします。10、11ページをお願いいたします。1款2項1目事業費、10節需用費、消耗品36万円についてです。これにつきましては、令和5年末頃より、主機関、船のエンジンの主機関ですね、2機のエンジンオイルの消費が増え、補給するためのエンジンオイルの予算が不足するため、補給分としまして20リッター缶で16缶分、23万

5,000円を増額するものでございます。これにつきましては、機関の故障等ではなく、渡船の整備から10年が経過しまして機関の消耗のためと思われまして、今回の定期検査の整備で解消されるものと考えております。

もう1点につきましては、渡船新宮に設置されております消火器についてでございます。消火器11本について更新するため、12万5,000円を増額するものでございます。これにつきましては、本来、令和6年度の今年度の当初予算に計上すべきところでしたが、当初予算のチェック漏れということで、予算から漏れておりました。これにつきましては、装備品を更新する一覧を作成してチェックしておりましたけども、チェック体制の不足から今回チェック漏れとなっております。今後チェック体制を改めまして、チェックを十分にしていきたいと考えております。大変申し訳ございませんでした。

続いて、歳入について説明いたします。8、9ページをお願いいたします。5款1項1目繰越金、1節繰越金で収支調整を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今の消火器の更新で、当初予算に漏れたということで説明ありましたが、もう既に消火器の更新の期限が切れとということですか、まだ間に合うということですか、お伺いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。消火器の期限につきましては、今年の6月で期限となっております。既に交換は実施しております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 今、補正予算に計上してはいますが、説明ではもう既に何か終わっとるようなお話ですけど、予算を補正予算しない場合にやるということは、ちょっとおかしいんじゃないかなというふうな、それこそ議会軽視じゃないかなと思いますけど、今まで何回も委員会等でお話ししてきておりましたように、やっぱりそういうことについては事前に説明か何か委員会等、こういうことで漏れたので9月に計上しますよということで、委員会等で再三言っていると思いますけど、今の説明はちょっとおかしいんじゃないかなと思います。

説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。本来であれば、議決後に更新ということになるかと思いますが、今回ちょっともう期限が切れておまして、迎えるということで、先に実施をさせ

ていただいております。これにつきましては、おっしゃいますように、委員会等で事前に説明が必要だったかと思えます。以後、気をつけたいと思えます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 町長にお願いします。我々委員会としても再三、こういうことについては事前に委員会等で説明をしていただいて、9月に予算に計上するなど、再三にわたっていつているところですけども、何も改善がされてないように思いますが、町長として今後このようにケースが出てきたら対応されるか、伺います。

○議長（松井 和行君） 町長。

○町長（桐島 光昭君） はい。お答えいたします。今回の件、非常に申し訳なく思っております。当然、事前に議会のほうにご報告、ご連絡をするのが筋だと考えておりますので、今後このようなことがないようにしたいと思います。以上でございます。

○議長（松井 和行君） ほかに質疑ございますか。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 今のところですけどね、消火器の耐用年数ちゅうか、あれ10年かな、ちょっと分からんとですけどね、そこ1点とこの定期点検のときに消火器が古くなっていますよとかというふうな、業者のほうから進言というか、助言はないんですかね。

○議長（松井 和行君） 産業振興課長。

○産業振興課長（森 真二君） はい。お答えいたします。この消火器につきましては、5年が年数となっております。検査等の打合せの段階で、業者さんと打合せをするんですけども、基本的には期限が迎えたり、検査項目については業者さんのほうから助言等ございます。この消火器については、本来こちらで把握して交換するべきものと思っております、この分については業者さんからの助言はございませんでした。助言はあっておりませんでした。そうですね、はい。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第83号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第83号議案は原案のとおり可決されました。

日程第15. 第84号議案

○議長（松井 和行君） 日程第15、第84号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補

正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（塚 好行君） 第84号議案、令和6年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億2,106万1,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。今回の補正予算につきましては、1款1項1目一般管理費において、保険証とマイナンバーカードが一体化する際に、被保険者に対し個人番号下4桁の周知を保険証送付とは別に実施することになったことに伴い、封筒の印刷代と郵便料金、また本町が利用する国保連のシステム改修費の費用が、このたび確定いたしましたことによる委託料の増額となっております。

続いて、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。歳入予算、先ほど説明いたしました歳出予算の財源といたしまして、5款1項1目職員給与費等繰入金を繰入れ、収支調整を図るものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） この郵便料金の69万9,000円ですけど、10月から郵便い
ろんな変わりますけど、そういうものは何か見込んであるのか、ちょっとお伺いします。

○議長（松井 和行君） 住民課長。

○住民課長（塚 好行君） はい。お答えいたします。

発送時期がもう郵便料金改定後になりますので、こちらのほうは見込んだ額での補正予算となっております。以上です。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第84号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第84号議案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 第85号議案

○議長（松井 和行君） 日程第16、第85号議案、令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第85号議案、令和6年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、ご説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,534万2,000円とするものでございます。歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いします。3款1項1目保険料還付金において、被保険者に対する還付金が不足する見込みがあるため、60万円を追加で補正するものでございます。

続きまして、歳入をご説明いたします。ページ戻りまして8、9ページでございます。5款3項1目雑入の6,000円に合わせ、前年度繰越金を収入し、収支調整を図るものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。第85号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第85号議案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 第86号議案

○議長（松井 和行君） 日程第17、第86号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第86号議案、令和6年度新宮町水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。資本的収入及び支出、第2条、令和6年度水道事業会計予算第4条に定めた資本的支出の予定額を次のとおり補正し、資本的収入及び支出の本文かつ書き中を

「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億6,670万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,665万2,000円、過年度分損益勘定留保資金1億2,263万5,000円、当年度分損益勘定留保資金2,741万6,000円で補填するもの」に改めるものです。

支出、第1款資本的支出、補正予算額857万9,000円を増額し、合計の3億6,311万4,000円とするものです。

4ページ、5ページをお願いします。資本的支出、支出、1款1項3目施設整備工事費の工事請負費は、人丸配水池低区の配水流量計を更新する工事で増額するものです。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第86号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第86号議案は原案のとおり可決されました。

日程第18. 第87号議案

○議長（松井 和行君） 日程第18、第87号議案、令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第87号議案、令和6年度新宮町簡易水道事業会計補正予算についてを説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和6年度簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入、第1款簡易水道事業収益は、補正予算額90万円を増額し、合計の3,642万4,000円とするものです。

支出、第1款簡易水道事業費用は、補正予算額90万円を増額し、合計の4,105万9,000円とするものです。

次に、特例的収入及び支出は、第3条、予算第4条の2中、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額「1,564万5,000円及び3,441万4,000円」を「1,556万8,000円及び3,432万9,000円」に改めるものです。

4ページ、5ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明いたします。1

款3項6目その他特別損失は、令和5年度消費税が納付になることによる増です。次に、収入の説明をします。1款2項2目補助金の他会計補助金は、先ほどの支出に伴い一般会計からの補助金の増です。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第87号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第87号議案は原案のとおり可決されました。

日程第19. 第88号議案

○議長（松井 和行君） 日程第19、第88号議案、令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 第88号議案、令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いします。収益的収入及び支出、第2条、令和6年度新宮町相島漁業集落環境整備事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するもので、収入、第1款、相島漁業集落環境整備事業収益は、補正予算額277万9,000円を増額し、合計の2,499万6,000円とするものです。

支出、第1款、相島漁業集落環境整備事業費用は、補正予算額277万9,000円を増額し、合計の2,208万円とするものです。次に、特例的収入及び支出は、第3条、予算第4条の2中、当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額「50万円及び570万9,000円」を「47万8,000円及び688万9,000円」に改めるものです。

4ページ、5ページをお願いします。収益的収入及び支出、まず支出から説明いたします。1款1項2目処理場費の工事請負費は、相島浄化センターし渣脱水機のスクリーン交換に伴う増、同じく3項6目その他特別損失は、令和5年度消費税が納付になることによる増です。

次に、収入の説明をいたします。1款2項2目補助金の他会計補助金は、先ほどの支出に伴い一般会計からの補助金の増です。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略、採決を行います。

第88号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第88号議案は原案のとおり可決されました。

日程第20. 第89号議案

○議長（松井 和行君） 日程第20、第89号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 第89号議案、令和6年度新宮町一般会計補正予算について説明いたします。

1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正としまして、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,988万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ159億1,213万4,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費、第3条、債務負担行為の補正及び第4条、地方債の補正につきましては、4ページから5ページになります。

第2表、繰越明許費は、今回の補正予算で新たに計上しております3款2項の旧新宮東幼稚園再利用計画策定委託料は、本年度中に事業が完了しない見込みのため計上するもので、金額は記載のとおりでございます。第3表、債務負担行為補正は、追加として幼・小・中学校教職員総合健診及び産業医業務委託料につきまして、令和7年度から令和9年度までの業者を本年度中に決定するため計上するもので、これに伴い当初予算で計上しておりました小・中学校教職員総合健診委託料と産業医業務委託料を廃止しております。また、各小中学校の給食調理委託料につきましても、令和7年度から令和9年度までの業者を本年度中に決定するため計上するもので、限度額につきましては記載のとおりでございます。

最後に、5ページ、第4表、地方債補正は、新宮中学校施設整備事業、新宮東中学校施設整備事業につきまして、それぞれ施設整備工事監理委託料分の増に伴う変更、臨時財政対策債につきましては、普通交付税の算定による額の確定に伴う変更で、補正前、補正後の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。款を追いながらの説明の前に、人件費に関わるもの

を説明いたします。

令和6年8月1日付け新規採用職員配属に伴う給料、手当の増減、一般職員の時間外勤務手当及びパートタイム会計年度任用職員の期末手当の増額を行っております。

14、15ページをお願いいたします。2款1項7目電算管理費、10節消耗品費は、ドキュワークス50ライセンスを購入、11目まちづくり事業費の12節委託料は、合併70周年記念に係る新宮町PR動画制作のため、15目定額減税補足給付金給付事業費、13節コピー使用料は、給付事業のお知らせや確認通知などを作成するための費用で、交付金の対象となることが判明したため、今回計上するものでございます。

16、17ページをお願いいたします。3款1項1目社会福祉総務費、27節国民健康保険特別会計繰出金は、当該特別会計の事務費等の増による繰出金の増です。2目福祉センター管理費、14節施設整備工事費は、非常用自家発電機故障に伴う改修工事を行うため計上するものです。

4目老人福祉費、10節消耗品費は、国保中央会介護伝送ソフト購入などのための増。印刷製本費は、令和7年度分の高齢者移動支援助成券やサポートポイント手帳の印刷が物価高騰のため、予算が不足する見込みとなったため増額するものです。

5目人権・同和政策費、8節費用弁償は、再犯の防止等の推進に関する法律において、都道府県や市町村の努力義務とされている再犯防止推進計画策定のため、委員1人分の費用弁償を計上するものです。

7目障害者福祉費、10節需用費、11節役務費及び19節扶助費の増額は、所得の把握誤りにより、過年度に遡り、障害者自立支援給付費を追加給付するため経費を含め、計上を行ったものでございます。

8目介護保険事業費、8節費用弁償は、第10次福岡県高齢者保健福祉計画に定められた定期巡回随時対応型訪問看護介護事業者を選定するための委員3人分の費用弁償を計上するものです。

2項1目児童福祉総務費、10節消耗品費及び17節事務用備品購入費は、児童手当拡充に伴い増額計上したもので、特定財源といたしまして、15款2項2目3節子ども・子育て支援事業費補助金の一部を充当しています。

12節一時預かり事業委託料は、県からの逍遙を受け、保育所等を利用していない家庭の児童を一時的に預かる事業を新規に委託するもので、特定財源といたしまして、15款2項2目3節子ども・子育て支援交付金及び16款2項2目5節一時預かり事業費補助金を充当しています。

また、繰越明許費にありました12節旧新宮東幼稚園再利用計画策定委託料は、旧新宮東幼稚園跡地を活用し、子どもの居場所づくりに資するための施設整備の基本構想、基本計画の策定を行うためのものです。

18、19ページをお願いいたします。3目児童福祉施設費、17節学童保育所用備品購入費

は、新宮小学校学童保育所第3クラブの洗濯機故障のため買い換えるもの。

4目シーオーレ新宮管理費、14節施設整備工事費は、シーオーレ新宮駐車場照明等のためのものです。

4款1項1目保健衛生総務費、9節費用弁償及び10節食糧費は、歯科医院を含む町内医療機関との意見交換会開催のため、18節簡易水道事業補助金は、簡易水道事業会計への赤字補てんの補助金を増額のため計上するものです。

2目予防費、10節印刷製本費、12節各種予防接種委託料及びシステム改修等委託料は、高齢者の新型コロナワクチン定期接種開始に伴う経費を計上するもので、特定財源としまして、21款5項3目1節新型コロナ定期接種ワクチン確保事業に対する助成金を充当しています。

3目母子衛生費、10節修繕料は、幼児健診用のデジタル身長体重計の修理を行うため、12節産後ケア事業委託料は、県の事業、制度拡充に伴い増額するもので、特定財源といたしまして、15款2項3目2節母子保健衛生費国庫補助金及び16款2項3目3節ママと赤ちゃんのための産後ケア利用促進費補助金を充当しています。

4款2項2目塵芥処理費は、特定財源といたしまして、15款2項2目3節子ども・子育て支援事業費補助金の一部を充当したことによる財源更正です。

20、21ページをお願いいたします。3目し尿処理費、18節浄化槽設置整備事業補助金は、当初見込みより申請が増えたため増額するものです。

6款3項1目水産業総務費、18節相島漁業集落環境整備事業補助金は、相島漁業集落環境整備事業会計の赤字補填の補助金の増額を計上するものです。

3目漁港管理費、12節施設整備工事設計委託料は、新宮漁港船揚げ場軌条の経年劣化に伴い、新宮相島漁協から整備要望があったため、更新するための設計業務を委託するもの。

14節漁港管理工事費は、新宮漁港区域内の釣り許容に向けての手すり等の設置工事を行うためのもので、特定財源といたしまして、16款2項5目6節水産業振興対策事業費補助金を充当しています。

9款1項1目常備消防費は、特定財源といたしまして、15款2項2目3節子ども・子育て支援事業費補助金の一部を充当したことによる財源更正となっております。

3目消防施設費、14節消防施設整備工事費は、下府地区の地下式防火水槽の受け枠を改修するものでございます。

22ページから25ページにかけてでございますが、10款2項及び10款3項の小中学校管理費の11節インターネット料金及び14節施設工事費は、校務支援システム導入に伴うセキュリティレベルの確保のため、既存の教務系の回線とは別に、校務用の回線を設けるように県の指示があったため、回線料、ネットワーク構築工事、IPoE回線敷設工事の費用を計上しており

ます。

また、2項6目相島小学校管理費及び3項4目新宮中学校相島分校管理費を除き、人件費の上昇に伴い、12節給食調理委託料を増額計上しております。

さらに、10款3項2目新宮中学校管理費及び6目新宮東中学校管理費に12節施設整備工事監理委託料として、新宮中学校柔道場及び剣道場空調機器設置工事、新宮東中学校武道場空調機器設置工事の管理委託料を計上し、特定財源といたしまして、22款1項7目3節新宮中学校施設整備事業債、新宮東中学校施設整備事業債をそれぞれ充当しております。

最後に個別で、2項4目新宮小学校管理費、14節施設工事費に受水槽更新工事費を増額計上し、10目新宮北小学校管理費、10節修繕料に、緊急対応時の修繕費用と14節施設整備工事費にグラウンド雨水貯留槽ポンプ取替工事費を計上しております。

3項2目新宮中学校管理費、14節施設整備工事費には、理科室外部配管改修工事費用を計上し、6目新宮東中学校管理費、10節修繕料に、給食室外調機の修繕費用を計上しております。

6款4目新宮町研修所管理費、10節修繕料は、今後の緊急対応時の修繕費用として計上しております。26、27ページをお願いいたします。

10目そびあしんぐう管理費、10節修繕料は、多目的ホールの倉庫の水漏れの修繕や今後の緊急対応時の修繕費用、14節施設整備工事費は、大ホール内の変形絞り緞帳が劣化し、破損のため、落下する恐れがあるため、撤去工事を計上するものでございます。

7項3目体育施設費、10節消耗品費は、モルック用マット購入費用、修繕料は今後の緊急対応時の修繕費用を計上するものです。

特定財源といたしまして、6月の補正予算で計上した運動施設整備工事費に、18款1項2目1節企業版ふるさと寄附金を充当しています。

次に、歳入について説明いたします。歳出において、特定財源として説明したものは省略させていただきます。

10、11ページをお願いいたします。11款1項1目1節普通交付税は、額の確定によるものでございます。19款1項2目1節財政調整基金で収支調整をいたしております。

12、13ページをお願いいたします。22款1項9目1節臨時財政対策債は、額の確定によるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。

いくつかあるんですけど、14、15ページのところの合併70周年記念PR動画制作委託料のところなんですけど、これはどんな動画を作成して、いつ頃公開するのかっていうのと、決まっ

ていけばですけど。委託先は、もう決まっているのか、今から決めるのか、どうやって決めるのかというところですね、それが1点。

それと16、17ページの一時預かり事業委託料のところなんですけど、これどこにどう委託するのか、どういう感じで委託するのかというところですね。が1点。

そして、最後がもう1個ですね、東小学校再利用計画策定委託料のところですけど、今現在どのような利用っていうのが大体分かるところ、決まっているところがあれば教えてください。

以上、3点お願いします。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。お答えいたします。

今、大牟田議員さんから質問がございましたが、合併70周年の記念PR動画制作委託、この内容についてでございます。

まず1つ目のどんな内容かということなんですけど、これにつきましては新宮町70周年、合併70年この歴史を踏まえまして、町の特徴的な海あり山あり、そして中心市街地を中心とした都会的な要素、これらを紹介するPR動画をつくっていきたくて考えております。

これにつきましては、2つ目のご質問なんですけど、今後どのように使っていくのかという話なんですけども、当然70周年のイベントで使用していく、これはもちろんなんですけど、70周年記念以外の部分でも使えるように構成し制作をしたいと考えています。

もうちょっと具体的に言いますと、時間を1分バージョンとか、3分バージョン、5分バージョンとか、決めまして、それで町の紹介、そして観光面でも活用できるような形をつくっていきたくて考えております。

それと委託先についてなんですけど、決まっているのかということなんですけど、これももちろん決まっておられません。どのような方法で決めるのかという内容なんですけど、これは入札にするのか、プロポーザルにするのか、ちょっと今検討してる最中ではございまして、議決賜りましたら、いろいろ進めていきたくて考えております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） はい。

2つ目の質問と3つ目の質問にお答えさせていただきます。まず、一時預かり事業なんですけれども、今現在、新宮町では認可保育所とか認定こども園において、園児さんの欠席等がある場合に一時保育事業を行っているんですけど、なかなか利用が進んでいない状況でございます。その反面、今現在、NPO法人であられるレインボーハウスさんが、独自の事業として、一時保育をしてくださっているんですけど、そちらはやはり急なお願いでも使いやすいといったことで、令和

5年度はもう1,000人弱ぐらいの利用があっているというふうに聞いております。

実際に、県のほうからも新宮町も一般型の保育園ではない一般型の一時預かり事業をぜひともやりなさいという指導を受けておりました、レインボーハウスさんなどと打ち合わせをさせていただいたところ、受入れについて前向きに検討していただけるということでしたので、今回予算を計上させていただいて、レインボーハウスさんとの協議の中で、できるだけ早いタイミングで、この一時預かり事業を開始できたらいいなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、3つ目の旧東幼稚園の利用についてなんですけれども、前回の6月の文教生活常任委員会の中で説明をさせていただきましたように、子どもに居場所というようなテーマで、子育て支援課が中心となってやりますということについてだけ報告をさせていただいていたんですが、我々の中でこういう機能があったらいいなということと、今現在、子ども計画策定のために子どもたちからのアンケートなどをとっております、その中でこういうところがあったらいいなというようなご意見をたくさんいただいています。それを、今ある建物の中にどういうふうに機能として持たせることができるのかとかですね、そういったことを検討するに当たりまして、我々だけではちょっとそれがうまくいかないということになりましたので、専門家を入れたところで、今ある既存の建物を最大限活用して、子どもの居場所として望ましい、これからの子どもの居場所としてどういった機能が要するのかということも含め検討するための予算として上げさせていただいております。なので、具体的にこれをやりますということは、今からこの事業の中で検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 動画の話なんですけど、70周年のイベントとかで公開して、それ以降も使っていくという話をされたと思うんですけど、いつ頃、多分ホームページとかにも載せたりとかいろいろあると思うんですけど、いつ頃、公開する予定なのかっていうところを教えてください。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。

お答えします。いつ頃、ホームページとかいろんなところで公開するのかという話なんですけど、現時点ではいつっていうのは明確に決まっておりませんが、これ委託期間が今年度いっぱいになりますので、はい、4月以降にと考えてはおります。

以上です。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） PR動画でなんですけど、プロがつくったそういうすばらしい、

すばらしいというか、格好いいPR動画もういいと思うんですが、クロムブックみんな小中学生が持っていますよね。あれで動画がつかれるんですよね。立花小学校のホームページとかいくと、いろいろミカンの話だとか、立花宗茂の話だと道雪の話だとかあがってたりしますよね、動画とかが。そういうのも含めて、何かみんながその動画も含めて、みんなが見れるようなページとかですね、そういうのをつくったり、例えば夏休みの宿題、宿題じゃない、夏休みとかに動画、新宮町動画PRコンクールみたいなのを小中学生にやるとかですね、そういうのをやると町全体が盛り上がってくるなと思うんですが、いかがでしょうか。ご検討いただけないでしょうかということですけど。

○議長（松井 和行君） 地域協働課長。

○地域協働課長（安河内 正路君） はい。ご提案も含めてありがとうございます。先ほど申し上げたように合併70周年、60周年もそうでしたが、町民一丸となってみんなで楽しく明るく未来に向かって頑張ろうと、盛り上がっていきこうという中身でございますので、今おっしゃった内容につきましても、各方面と協議しながらできることをやっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにごありますか。

温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） はい。私も2つ、3つあります。

この前、給食調理委託料の件については、全員協議会で人件費として140円ぐらいのプラスをするということで聞いてますんで、この委託料については問題ないというふうに思っています。それで、そのことを前提にしてですね、債務負担行為が4ページに各小学校別に列記してありますけど、この中で単純に前年比で見ると、学校別にアバウトで計算されているのかどうか分かりませんが、工程があるんですよ。いずれにしろね。これで計算する6億400万円ぐらいになっているんですかね。もともと令和7年度から9年度に新しく業者が変わるといって、変わることも含めてですね、予算枠を取りたいということでしょうけど、仮にね、1,140円を100円ずつ上げていったとしてもね。これは食べ物、食材とは関係ないことなので、6,000万円から7,000万円ぐらいの金額をみとけばいいんじゃないかなと思うんですが、要は、これが4億5,000万円ぐらいなんですかね、今年。大体それで1億5,000万円ぐらいプラスということは、ちょっと予算がね。予算というか、高く見積り過ぎてるんじゃないかなと。

つまり、半年ぐらい前に、5年後のいろんな設備投資の学校関係の話があって、最大25億円ぐらいの見通しをかかるといふふうに、これは大きく見積もってあると思うんですけど、そういうことを含めると、もうちょっとシビアに予算設定するべきではないかということが一つ。

それと、ここの予算の部分じゃないですけど、ちょうど私のところの桜山手なんですけど、長

縄手橋っていう交差点が、夏休みの期間ですかね、変わっているんですよ。それで、学校通学路とか、真っすぐになって非常にそれはいいんですが、下府の土地整理組合の問題が、もともと来年に計画したものが今年に前倒しになって、その分で学校通学路が変更になっているんですね。それで川の横が、手すりがなく柵がないんですよ。最近是我的団地のところはそこまでないんですけど、近くにマンションとかがいろいろできていましてね、割と小さいお子さんも増えているので、そういう部分でちょっと留意する必要があるんじゃないかと。

あるいは、今の道路が仮設であれば問題はないんじゃないかなと思うんですけども、その辺はいかがですかということです。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。まずはじめに、給食調理業務の件でございます。

一応今回、全協のほうでもご報告させていただきましたけども、実際に今回、債務負担行為のほうにあげさせていただいてもらっておりますのは、パート社員の分の人数は、各小学校、規模によってそれぞれ変わりますので、実際の人数の分は固めております。

ただ、今回、物価高騰によってパート社員の交代とかですね、病気でかわられるとか、そういった方たちの分も含めての検討という形にしておりますので、今回予算はちょっと膨らんでおりますけども、一応、来年3か年スタートしたいと思っておりますけど、一応そういった物価高騰も視野に入れて、業者のほうから採算をとらせていただいております。

また、学校の通学路の件ですけども、こちらのほうにつきましては都市整備課のほう、区画整理のほうともお話をさせていただいて、当初、信号機のところがずれるというところで、必ず安全対策をとるところでお話をさせてもらっております。

一応そういったところを最善に対応していただくようお願いしておりますので、そういったところの手すり辺りが必要なかどうか、また再度こちらのほうでも検討させていただきたいと思っております。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） 今回の調理員の数ですけどね。この前ちょっと質問したときに、小学校で30人、中学校で16人ということで、私も全く給食業界はわかりませんが、大体民間にいましたので、人の入れ込みとか、そういうものっていうのはフォローの問題とかというのが、ある程度理解しているんですけど、30人と16人という固定をしてね、仮にそのうちのAさんが休んだとして入れますよね、フォローでね。

でも、そこは要するに、これは正社員じゃないというふうに思っていますんでね、非常勤、非正規従業員だと思うんですよ。ちょっと金額的に上がっているのは、週20時間労働で社会保険料とか、そういうものを新たにやる必要があるんで、そういうことも考慮されているのかなとい

うふうには思ったんですけど、それにしてもちょっと金額がちょっとでかいんじゃないかなと、でか過ぎるんじゃないかなと。課長はこの4月から変わられていますので、以前のことはちょっと分からないと思うんですけど、要は不用額がちょっと他の課と比べると、やや多い傾向がありますので、その辺をもう1回精査してもらって、よりシビアないろんな投資が含まれますので、そういう計画を予算にする時はつくってほしいということでございます。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。

温水議員がおっしゃるように、そこら辺は十分に踏まえて検討させていただきたいと思います。今回補正をかけさせていただいておりますのが、10月以降の賃金値上げからの分になりまして、債務負担行為の分は来年から9年までの3か年となっておりますので、その部分については補正予算につきましては、パート社員分の増額分という形でさせてもらっておりますけども、来年7年度からの分については委託業者とのやりとりになってこようかと思っておりますので、当然、その点は念頭に入れて協議を進めていきたいと思っております。

○議長（松井 和行君） 温水議員。

○議員（3番 温水 眞君） あと最後に、都市整備課長にちょっとさっきの手すりの件、もう1回ちょっと具体的にどういうふうになっているかということをご確認ください。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。

お答えいたします。現在、温水議員が言ってある部分は、長縄手橋を渡って、長縄手橋の横断歩道を渡って湊川沿いの部分をおっしゃってあるかと思うんですが、そちらに関しましてはちょっと工事が遅れておりまして、現況はAバリケードでちょっと仮設の安全対策をさせていただいております。今後、正式な転落防止柵を組合のほうで設置していただくことになっておりますので、そのようにご理解いただきたいと思います。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにごございますか。

横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。

私も4点、お尋ねをします。まず1点目は、障害者福祉費について、これは先達て全員協議会で説明があった分の予算計上だろうと思うんですが、この説明があった中で、まだ私としては説明がきちっと尽くされていない部分があるというふうに考えていますのでお尋ねをします。

これ一部は、時効にかかった部分があるんだということで説明を受けていました。ですから、時効に該当する分、それから時効に該当しない部分の区分けが全く分からないんですよ。先達て、年度ごとに、この年度を境に時効です、時効じゃありませんという説明、資料は手元に届いたん

ですが、時効というのは何年の何月何日に時効が成立すると、起算日が多分あるはずなんですね。だから、年度で3月31日時点で時効が成立する、それ以降はしないというような線引きはできないと思うんですよね。だから、明確に時効に該当する分がどれだけで、しない分がどれだけなんだと、これを説明資料として求めたはずなんですけど、その資料は出ていません。これをまずきちんと出していただきたい。

それから、もう一つは、この予算計上されている3項目、これがまたその中で時効に該当する部分、しない部分、詳細をきちんと説明いただかないと、要するに我々が予算審議するにあたって、判断基準が全く分からないんですよ。概略で総枠でこれぐらいだから、これぐらいだろうと。総枠では想定できますけど、その説明を再度きちんとしてください。これが1点目。

それから、2点目は先ほど質問もありましたが、東幼稚園の跡地というより施設の再利用について、これも基本コンセプトは、先ほど説明があったように子どもの居場所づくりって、これは理解します。ところがですね、これ子育て支援課が中心になるとは言いながら、例えば学校教育課、それから社会教育課、こういったところも大なり小なり私は関係してくるんだろうと思うんです。だから、基本計画を立てる段階で、業者委託をする段階で、まず行政全体での基本コンセプトをきちんと整理して、それから委託をするという手続きを踏んでいただきたいし、教育委員会の見解もきちんとそこに反映させてほしいというふうに思います。

だから、今現在の子育て支援課の中心を変えろという意味ではなくて、関係各課がきちんとね、プロジェクトか何かを立ち上げて、そして意見調整をした後に委託をするという手順を踏んでいただきたい。これが2点目です。

3点目はですね、新宮漁港の防波堤の釣り解禁について、これは常任委員会の中で私、繰り返して言ってきました。基本的に私は反対しています。要するに、すべきじゃないと思っています。

しかしながら、外圧というかな、県からもそういう依頼もきとるしということだったので、おおむね致し方ないかなと思っていますが、ここに関わってはやはり危険性、これをいかに回避するかという町当局の努力って絶対必要なんです。そうすると、やっぱり関係各所との協議をきちんとしなさいと。それは一つは北部消防、それから一つは海上保安庁、こういった協議が経過報告等、一切報告されていないんです。なされたか、なされていないかも分からない。

ここにきて、いきなり予算として開放のためにということ、その報告をまずきちんとした後に、開放に向けての手順を踏むと。だから、予算はこれ計上されていますが、その手順をきちんと踏んでいただきたい。その報告をください。

それから4点目、北小学校のグラウンドの地下ポンプっていうんですか、排水ポンプですか、名称が分かりませんが、そのポンプの取り替えについてなんですけど、開校してからまだ10年足らず、8年か9年ぐらいなんですね。それで、こんな工事が発生すること自体がそもそもなんち

ゆう施設なんかだと僕は思うんですよね。例えば、今現在ポンプを取り替えたなら耐用年数また7、8年後に交換するんですかって。もともとどういう施設、どういう設備だったのか、この検証をきちっとして、もう要するに故障して使えないということであれば替えないかん。しかしながら、7、8年で繰り返し繰り返し、ポンプの取り替え工事をするんかって。やはりこの耐用年数はきちんと考えた後に、施設全体がこれでいいのかどうかを私は検証すべきじゃないかなと思っています。その説明をお願いします。

以上4点。

○議長（松井 和行君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（尾田 繁男君） はい。横大路議員の質問にお答えします。

まず、障害サービスの件の時効の起算日なんですが、一言で言えば時効起算日は決定の通知を出す、起案の決議日になるかと思います。それに従って、今言われたとおりですね、その日にちによって当然時効が変わってくるんですが、予算の段階ではどっかで固めてしまわないと予算取りが難しいと思われますので、1番近いだろうというところで、時効分と時効ではない分というすみ分けで出しております。

ですので、言われたとおりに、多分9月の何日かになるかと思いますが、そこが起算日になってそこから起算された分は、以前は時効という形になります。この3点ですね、上2点が現年度分、歳出って書いている分ですね、追加給付である分が時効分として、その時にすみ分けでしとった年度で分けた分になっております。

後は、つくれるか分からないですが、説明資料をつくってお示ししたいと思います。

以上です。

○議長（松井 和行君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（山口 望美君） それでは、2つ目の旧東幼稚園の活用についてなんですけれども、議員さんがおっしゃるように、子育て支援課だけで考えると、もう私たちの夢だけでつくってしまうことになりますので、私どもの中で持っておりますこどもまんなか会議という会議を持っておりまして、子どもさんの権利を守りつつ、健やかに育っていくっていう施策をどう推進していくかっていうのを考える会議なんですけれども、そういったその子どもの施策の中で、東幼稚園、旧東幼稚園の跡の活用をどうしていったらいいのかっていうのを考えていこうというふうに考えておりました。

その中に、さっきおっしゃった学校教育課でありますとか、社会教育課でありますとかの職員も入っておりますので、そちらのほうでは考えておりましたが、学校関係者でありますとか、保育所関係者でありますとかいろんな方も入っておりますので、議員さんがおっしゃるように、まずは役場の中での考えをまとめたほうがいいんじゃないかというご提案だと思いますので、この

こどもまんなか会議にかける前の事前の会議等を開催して、役場の中での考え等がある程度方向性を持って会議に臨むというような形ではどうかと今お話を聞いて考えています。

どういった方法がいいかにつきましては、持ち帰りましてまた十分検討して対応したいと思います。

○議長（松井 和行君） 都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） はい。

3点目のご質問、漁港管理工事費の件についてお答えいたします。まず、関係機関との協議ということで、粕屋北部消防本部、それから海上保安部のほうと協議をさせていただきました。その中で一部、防波堤にある転落防止のための手すり等を検討してはいかがかというご意見をいただきましたので、今回、その部分の主に手すりを設置する内容でのちょっと工事費を補正予算計上させていただいておる次第でございます。

あと、関係機関との協議の中で、ご指摘がありましたのが今申し上げた、全てすることは費用的にも問題があるので、一応、釣り客が多い部分ですね、その部分に関して手すりを設置させていただく。それと、夜間の漁港の利用について、完全にこれをとめるということはなかなか難しいところではございますが、漁港利用上の注意等に、一応、夜間は何時以降はお控えくださいというような、そういった周知は行ったほうがいいのではないかとかいう、そういったご意見もいただいております。その辺りも検討して、看板等の設置をやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。

4番目の北小学校のグラウンド雨水貯水槽のポンプ取り替え工事の件でございます。こちらにつきましては、仕組みといたしましては雨が降りまして、ずっと浸透していくわけじゃなくて、水溜の槽に水を運んでいきます。一応、一定の水がそこに溜まりましたら、散水をスプリンクラーを使っているんですけども、そういったところも利用させてもらってまして、それ以上の雨になるとオーバーフローしてしまって、実際の人工芝のほうまで染みわたるという形になっております。今回、特に問題でございましたのが、こちらのポンプに関して保守関係、保守契約のほうをやっていなかったのが、実際に今年の2月に壊れたのをきっかけに早急に替えなくてはいけないという状態になっております。今後、そちらのほうの保守契約のほうはやっていきたいというふうには考えております。

また、将来的な工事の面につきましては、大きなグラウンドの面を工事する形というところとこのポンプを替えていくことの経費、その辺も含めて検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（松井 和行君） 横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） まずですね、東幼稚園の再利用計画についてなんですが、例えばですよ。今現在、視野に入っていない利活用の方法も多分あるんだろうと思うんですね。それは担当各課だけではなくて、例えばさっきこれ提案の中にもありましたが、関係者の皆さんから意見を聞きながら幅広い視野で検討していただきたい。要するに、今の既存の概念以外の部分も視野に入れて検討するという、これは努めていただきたいというふうに思います。

ですから、例えば一般的な、あるところで聞いて、実はこれ参考意見として聞いてください。チルドレンミュージアムっていう取り組みがあるらしいんです。これ多分ね、僕も知らないですよ。もちろん中身も分からない。これを研究してみませんかって、僕、実は図書館の担当司書さんに連絡したことがあるんですけど、そういったね、これは例えですよ。やれっていう意味じゃないですよ。そういったいろんな概念があるということを前提に、この利用計画を組んでいただきたいというふうに、私は提案します。具体的に何をしろということではなくて、そういう幅があるんだということを理解した上で取り組んでいただきたいということを申し上げておきます。これはもう回答は結構です。

それからですね、時効の起算日についてなんですが、これは大変重要な、私はことだと思っておるんですよ。というのは、要するに200数十件ありましたよね。何ぼでしたっけ。83件、ごめんなさい、それが全て1件1件時効に該当するんだ、しないんだというのが、最終的な僕は結論だろうと思います。それが分かるように示していただきたい。これももう1回言っときます。

それから、防波堤の件なんですが、私はやっぱり関係者協議が済んだんだったら、やっぱりこの予算計上の前に、僕は報告をすべきだろうと思います。これが、この予算計上の裏づけになるわけですから、これはこれ都市整備課だけじゃなくて、やはり常任委員会の中で出た意見ですから、やっぱりきちんと報告した後に、その上で予算計上をするという手続きをぜひ踏んでいただきたい。これは注意事項です。

それから、学校の件、これ今の説明ちょっと僕はおかしいと思うんですね。っていうのは、新宮北小学校ってスマートスクールというね、基本概念の上で施設を整備した。そこにね、簡単に言うと私は不備があったと思うんですよ。要するに、そのポンプの、メンテナンスの不備って、僕はメンテナンスの不備なのか、それとも施設そのものの不備なのか。これをきちんと検討した後に、こういう現象が出たので、じゃあ、ポンプを取り替えて今後こういうふうにやっていくということがないといかんとするんですね。ですから、やはり今の段階でもととの施設そのものに問題がないのかも含めて、もう一度検証していただきたいと思います。もちろん利活用する上では、修理、その他は必要でしょうけど、やはりそこがないとね、先、今後どうするかという問題が検討できないと思うんですよ。

その点をお答えください。

○議長（松井 和行君） 学校教育課長。

○学校教育課長（桐島 貴幸君） はい。

横大路議員がおっしゃるとおりだと思います。今のついでに施設、既存の部分を含めて検討してまいりたいと思っております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第89号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。

全員賛成と認め、第89号議案は原案のとおり可決されました。ここで、11時30分まで休憩します。

午前11時24分休憩

.....
午前11時30分再開

○議長（松井 和行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第21. 第90号議案

○議長（松井 和行君） 日程第21、第90号議案、工事請負契約の締結について、干原線道路改良工事、第1工区を議題といたします。

議案の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 第90号議案、工事請負契約の締結について。三代土地区画整理事業地内における干原線道路改良工事（第1工区）の工事請負契約を下記のとおり締結するものでございます。

記といたしまして、1、契約の目的、星原線道路改良工事（第1工区）。2、契約の方法は随意契約。3、契約金額は7,645万円、うち消費税及び地方消費税額は695万円でございます。4、契約の相手方は、福岡県福岡市博多区下川端町1番1号、株式会社フジタ九州支店、支店長、吉村康男でございます。5、工期は、契約締結の日の翌日から令和7年3月14日までとしております。

提案理由といたしまして、町道干原線は、三代土地区画整理事業区域内に位置し、土地区画整

理事業完了後には、都市計画道路三代的野線と県道山田新宮線を連結する道路として、また、立花小学校及び新宮東中学校への通学路、町防災活動拠点への避難路として、三代土地区画整理事業に併せて本町が整備する重要な道路として位置づけております。

この干原線道路改良工事（第1工区）を施行するため、令和6年8月19日に見積りを徴収し工事請負人を定めましたが、工事請負契約を締結するに当たり、議会に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

参考資料1ページをお願いいたします。1、随意契約の理由でございます。現在、町道干原線では、土地区画整理組合の道路の盛土工事、上水道や下水道の埋設工事が進んでおります。これらの工事と今回、町が行う工事は、同じ道路内での工事であり、並行して同時期に施工しなければなりません。そのため、町が別事業者に発注すると工事工程等詳細な調整が困難となり、スケジュールの遅れが予想されます。そうすると、組合が町道干原線西側の区域で予定している令和8年4月の保留地の売却、引き渡しが遅れ、組合の事業運営に悪影響を及ぼすことが予想されます。よって、組合の事業スケジュールに合わせて工事を順調に行うために、組合の業務代行者である株式会社フジタ九州支店と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約により工事を実施するものでございます。

2、見積結果でございます。見積り額は7,645万円。設計額は9,171万4,700円。請負比率は83パーセントになります。

続いて、(3)工事概要です。工事延長は306.1メートル、道路側溝等の設置、車道及び歩道の舗装、照明灯の設置などを行います。2ページには、別紙1として工事箇所的位置図、3ページには、別紙2として道路計画平面図、標準断面図等を添付していますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第90号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。

全員賛成と認め、第90号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（松井 和行君） ここで、第84号議案、住民課長より説明の修正の申出がっておりますので、住民課長。

○住民課長（塚 好行君） はい。すみません。先ほど第84号議案、国民健康保険特別会計補正予算について、ご説明した際、庵原議員のほうから新しく補正する郵便料金については、改定前、改定後どちらの料金で補正しているのかというご質問をいただきまして、こちら回答しましたが、下4桁の発送作業は今月中に終わる見込み、終わらせる予定でございますので、郵便料金に関しましては、改定前の料金で積算し補正をしております。

すみません、訂正させていただきます。どうもご迷惑をかけます。

○議長（松井 和行君） 庵原議員、よろしいですか。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 補正予算計上する時には、その辺りはちゃんと課長、積算して計上したと思いますので、改定後か改定前というのはちゃんと把握すべきじゃないですかね。

その辺りについては、今後よろしく願いしておきます。

○議長（松井 和行君） 課長。

○住民課長（塚 好行君） はい。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（松井 和行君） よろしいですね。はい。

日程第22. 第91号議案

○議長（松井 和行君） 日程第22、第91号議案、工事請負契約の締結について、新宮町杜の宮グラウンド夜間照明設備LED化改修工事を議題といたします。

議案の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 第91号議案、工事請負契約の締結について。下記のとおり、工事請負契約を締結するものでございます。

契約の目的、新宮町杜の宮グラウンド夜間照明設備LED化改修工事。契約の方法、指名競争入札。契約金額、6,882万7,000円、うち消費税及び地方消費税額625万7,000円。

契約の相手方、株式会社オーム電設工業、代表取締役、浅井直人。工期、契約締結日の翌日から令和7年3月21日までとなっております。

提案の理由としまして、新宮町杜の宮グラウンド夜間照明設備LED化改修工事を施工するため、令和6年7月31日に指名競争入札により工事請負人を定めましたが、その者と工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

1 ページ目をお願いいたします。参考資料としまして、入札結果表をおつけしています。

(2) 工事概要、調光器LED化改修工事1式、無線調光システム改修工事1式となっております

す。

2ページ目をお願いいたします。(3)として位置図をおつけしております。

3ページ目をお願いいたします。(4)として配置図をおつけしております。

説明は以上になります。

○議長(松井 和行君) 質疑を許可いたします。

大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。

この工事により、杜の宮グラウンドが使えなくなる期間とか出てくると思うんですけど、どのぐらい使えなくなるとか、照明が使えなくなるとか、そういう期間が出てくると思うんですけど、どれぐらい使えなくなるのかっていうのを教えてください。

○議長(松井 和行君) 社会教育課長。

○社会教育課長(井上 和広君) はい、お答えいたします。

使えない時期というのが、一応契約してみても昼間の分も出てくるし、夜間の分ということで3か月弱ぐらいは、期間が出てくるのかなと思っております。以上でございます。

○議長(松井 和行君) よろしいですか。ほかにもございますか。

北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) はい。

これ入札ですけども、これ最低制限価格は設けていない、設けている。

○議長(松井 和行君) 総務課長。

○総務課長(森 和也君) はい。

こちらについては、最低制限価格は設けておりません。主に、部品の調達に係る部分が主になりますので、今回については最低制限価格は設けておりません。

○議長(松井 和行君) 北崎議員。

○議員(9番 北崎 和博君) ちなみにですね、最低制限価格を設けているのは建築とか土木はそうなんですけども、電気工事でも、言うたら部品調達、工事、割合は分からないんですけども、工事の部分に関しては設けるんですよね。

○議長(松井 和行君) 総務課長。

○総務課長(森 和也君) はい。

明確に何パーセント以上というところまでは、その状況によって差はございますけれども、基本的には電気工事においても、工事の内容が多ければ、備品関係が主でなければ、最低制限価格は設けるようにはしています。設けているようにはしていますけれども、今、申しましたように備品関係、主に既製品ですね。そちらの調達が、主な内容になるものについては設けないケース

があります。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

片岡議員。

○議員（2番 片岡 誠治君） 先ほどの大牟田議員の質問に関連するんですけど、杜の宮のグラウンドが小さい子どもたち、野球をしたりサッカーをしたり、使えない期間が3か月になるということで、その代替措置はどういうふうに考えてありますか。

○議長（松井 和行君） 社会教育課長。

○社会教育課長（井上 和広君） はい。お答えいたします。

3か月と先ほど申しましたけども、昼間であれば高所作業車とかを入れる期間とかが、工事の期間が3か月ないしあるので、その間は一応、使用できないということで、代替については今後、利用者のほうと相談をしながら決めていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第91号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第91号議案は原案のとおり可決されました。

日程第23. 第92号議案

○議長（松井 和行君） 日程第23、第92号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（堺 好行君） 第92号議案、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更に関する協議について、ご説明いたします。

提案理由といたしまして、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証は同日以降、発行されなくなることに伴い、福岡県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、この規約の一部変更に関し関係市町村と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定により、町議会の議決を求めるものでございます。

内容の説明をいたします。1ページをお願いいたします。福岡県後期高齢者医療広域連合規約

の一部を次のように改正する。別表第1中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。附則として、この規約は令和6年12月2日から施行する。次のページの新旧対照表をご覧ください。法の改正により被保険者証がなくなることで、規約別表第1に規定されております関係市町村において行う事務、こちらが記載のとおり変更となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質疑を終了し、討論を省略し採決を行います。

第92号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） はい。全員賛成と認め、第92号議案は原案のとおり可決されました。

日程第24. 請願第2号

○議長（松井 和行君） 日程第24、請願第2号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書に関する請願書を議題といたします。

この件につきましては、付託しておりました総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会、西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） 請願第2号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書に関する請願書について、審査結果を報告いたします。

令和6年6月5日水曜日、第2回定例会に提出された請願第2号、最低賃金法の改正と中小企業支援策の拡充を求める意見書につきまして、付託されました総務建設常任委員会において慎重に審査を行い、賛成多数で一部採択とすることを決定いたしました。

では、審査の経過と結果について報告いたします。令和6年6月11日火曜日及び7月24日水曜日の2日間審査を実施いたしました。令和6年6月11日火曜日に、参考人招致した請願人及び補助人への意見聴取において、請願人は①最低賃金の引き上げ、②地域間格差の是正、③中小企業への支援策の拡充の3点を主張され、特に最低賃金は全国一律とするべきとの意見を表明されました。委員からの質問では、最低賃金の地域間格差の是正について、全国一律が請願の趣旨として必須か、また法改正が必要かなどの質問がなされました。委員間での議論では、最低賃金の引き上げの必要性、地域間格差の是正の困難さ、中小企業への支援策の必要性など様々な意見が出されました。その結果、意見の合意形成を図るべく、さらに十分な議論を行うため、継続審査といたしました。

令和6年7月24日水曜日、最終的な議論として、最低賃金の地域間格差の是正について、全国一律とすることの是非が再び議論の中心となりました。また、中小企業への支援策については、最低賃金の引き上げとセットで考えるべきなどの意見が出されました。

本請願は、労働者の生活改善と地域経済の活性化という観点から重要な課題を提起しています。しかし、地域間格差の是正や中小企業への支援策については、委員間で意見が分かれました。これらを踏まえて採決を行い、次のとおりの審査結果となりました。最低賃金の引き上げは全員賛成で採択、地域間格差の是正と中小企業への支援策の拡充は賛成少数で不採択です。

よって、本委員会は、請願第2号について、賛成多数で一部採択とすることに決しました。

以上、報告を終わります。

総務建設常任委員長、西健太郎。

○議長（松井 和行君） 質疑を許可いたします。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） お尋ねします。

意見書の1については、採択で2と3が不採択ということになっておりますけど、2点目の件について、私どもの請願の中で、今委員長が全国一律と表明されましたというようなことで話がありましたけど、私どもの請願の中でそういうことについては、全国一律というような意見書案としては表明は話していないというふうに思っております。

2点目の地域間格差ということについて、この中で私どもは、最低額は岩手県の893円で、220円の大きな格差となっていると、こうした最低賃金の大きな格差は大都市への人口の社会的流出を招く要因というふうな形での意見書をいっております。この中でやはり今度、今日の新聞等にも出ておりましたが、若い人たちが出ていくというような懸念等で、四国の徳島県についてはそういうことも懸念されるので、平均賃金の格差の50円プラス、34円というふうなことで、若手が出ていかないようにというふうなことでも新聞等で報道等がっておりますので、地域間格差ということで、私どもが請願の中で言うておりますように、そういうところで過疎地域になってはいけない。その人口流出、労働者人口流出になってはいけないというふうなことで、なるべく地域間格差をなくしましょうというふうなお願い等で請願を出しておりますので、全国一律という話がどっから出てきたのかなというふうに思います。

それと2点目の分については、中小企業等の支援についてですけども、この中での話で私どものお話としては、世界各国でそういうふうなことについて賃金については、ほとんどの国でそういうふうな形で一律の賃金で支払われておりますので、なるべくそういうふうなことに持っていけるような形でのお願い等というふうなお願いの請願書の意見書の中身となっておりますので、この件についても中小企業支援等、今、国のほうでも社会保険に加入しなさいと、そういうふうな

いろんなことであると、中小企業の企業者は社会保険料に加入すれば、企業としては半分は負担していかないかと。

そういうことも含めて圧迫していくので、そういうふうなことで賃金について最低限、上げていくなれば、そういうふうなことを支援がし寄せがいかないように、中小企業等も支援していくべきではないかなというような意見書案で、請願人としては提案したつもりですけども、いつ全国一律とかいう話になったとかいうのはちょっと分かりませんので、その辺りについて説明をお願いします。

○議長（松井 和行君） 西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） 一応ですね、6月の11日の日に、参考人招致いたしまして請願人の方からどういった請願の願意ですかということをお尋ねしております。

その中で、委員から最低賃金の地域間格差の是正については全国一律を求めるというのは、請願の趣旨として必須ですかというようなことをお尋ねしておりますが、その時に関してもう請願人の方から明確に必須であるというふうなお答えをいただいておりますので、委員会としてはそういう願意であるというふうな理解、共通認識をしております。それでよろしいでしょうか。

○議長（松井 和行君） 庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） その中で、全国一律に請願の呼んだ方については必須であるという表現で話をされたのかなあとということについて、委員長、そのところについては確かですか。

○議長（松井 和行君） 西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） これはですね、やりとりの中でおっしゃっていますし、後ほど私も議事録のほうも確認、会議録のほうも確認しておりますので、確かに発言されていらっしゃいます。

○議長（松井 和行君） ほかにございますか。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。地域間格差、必須だという話ですけど、この意見書の中には地域間格差はゼロにという話は書いていないですよ。是正を図ることっていうことで、私たちは紹介議員になるときに、その表現ではちょっとということ、こういう表現に直していただいたとか、そういう経緯もございます。この意見書を出すという請願なので、この意見書には必須と書かれてないんですが、そこについては何かお話がなかったのか、皆さんの委員の中でですね、というのが1点。

もう1点が、やっぱり最低賃金の引き上げと中小企業の支援策はセットじゃないと難しいと思うわけですよ。3番目に、中小企業の支援策っていうのをうたっているんですが、これに関してはどういう意見が委員の中で出たのか。例えば、これじゃなくて他の支援策がいいよねって

う意見でまとまらなかったのか、それとも支援策はちょっと難しいんじゃない、意見書に載せるのは難しいんじゃないってことだったのか、そこをお願いします。

○議長（松井 和行君） 西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） 最低賃金の地域間格差の是正についての委員の意見ということ言えば、民間会社でも例えば首都圏手当があるというようなことを例にして、全国一律と言ってもやっぱり地域ごとに物価も違うし、一律にするというのはちょっと乱暴じゃないかみたいな意見が出ておりました。

あと中小企業への支援策の件ですけれども、こちらのほうは最低賃金の引き上げとセットで考える必要があるんじゃないかという意見も出された一方ですね、恩恵にあずかる事業者とあずからない事業者が必ず出てきて、やっぱり制度設計ができないというか、そういうやっぱり無理な要望になるのではないかというような意見も出まして、割れたわけなんですよね、まとまったというわけではなくて。その中で、どういった形でこの意見書を提出する請願、取り扱ったらいいかということで、ちょっと皆さんと合意形成に向けてちょっと意見を集約したというような流れになっております。

○議長（松井 和行君） 大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 1点目の回答がちょっと私と思っていたのと違ったので、この意見書自体には全国一律というのは書いていないわけですよ。で、この意見書の案を請願として出したんですけど、そこが全国一律だから駄目っていうのが、ちょっとどうしてもよく分からないんですよ。ここには書いていないからっていう意見とか、そういう意見はなかったですか。意見書自体には書いていないので、そこ全国一律っていうわけではないよねっていう話にはならなかったのかなという、そういう意見は出なかったのかなというのを教えてください。

○議長（松井 和行君） 西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） そうですね、基本的にはやっぱり請願人にその願意を聞くっていうような形で確認したところがありますので、意見を踏まえてやっぱり考えるべきじゃないかというような感じだったとは思うんですよね。意見書に書いていないから通すべきだというような意見はなかったかと思います。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

牧野議員。

○議員（10番 牧野 真紀子君） 先ほどから全国一律っていう言葉のですね、委員会の中であった、あっていないというようなことのお話があったんですけど、私たちも先ほど大牟田議員がおっしゃられたように、最初は全国一律でっていうふうにお話があったんですけど、それは厳しいと、全国一律するのはできない、そういう請願であれば受けられない。そういうこと

でお話をしていく中で、地域間の格差是正を図っていこうというふうになったものですから、絶対にそのお話の中で全国一律にしていくっていうような言葉は文言は出ていないと思うんですね。

ただ、その文言のやりとりの中で、この文章を読んで全国一律にして欲しいっていうようなことが読み取れると、読んだ側がですね。それでお伺いしたときに、請願者の方たちがそういう一律じゃなくって、格差がないっていうような是正、格差のない地域格差のないような是正を、いや、それが受け取り方だと思うんですね。

私たちが出した地域格差の是正を図るっていうのは、今までどこにいても、まず東京だとお家賃が高い、労働者の賃金も高い。だから、当然賃金も上がっていく。田舎、地方に行くと安いからって言うんじゃないかって、最低生計費調査をしたら、1か月間はどこに住んでいても、東京に住んでいても北海道に住んでも大体24万円ぐらいの生活費はかかると。そういった中で、そういったことを全部のどこに行ってもかかるんですから、どこに行ってもそういった賃金の最低賃金の格差をなくさないために、是正が必要なんではないかということで、私たちはこの賃金、最低賃金の格差の是正を図っていこうということで項目をあげさせていただきました。

それで先ほど、中小企業の負担軽減、支援策っていうところであげているんですけども、これはあくまでも支援策をあげるためには必ず経営者の負担がなってきますので、その支援策を当然していかないといけないと思うんですね。

そこで、委員長が今言われたように、セットで1番と3番をセットにすべきじゃないというようなことで、それぞれ意見が分かれて、ちょっとそこのところ、こういうふうな形だったら認められるけれどもっていうような、代替え、先ほど大牟田議員も言われたんですけども、そういったところはお話の中では、これはもう認められないよということで、もう不採択っていうふうになったのか。

もう少し密になった意見交換が出されて、その結果、ここが不採択になったのかということをお伺いしたいんですけども。

○議長（松井 和行君） 西委員長。

○委員長（6番 西 健太郎君） 基本的にですね、今回の意見書に対して、出すということに対して皆さん反対ではないんですよ。最低賃金を引き上げるということ自体はいいんじゃないかというような合意は得ているんですけども、ただその細部について、もうここはちょっとセットに、先ほどもちょっと説明しましたが、制度設計が難しいんじゃないかとか、いろいろ意見が出まして、ここについてはやっぱり留保したいというような意見がありました。

採択か不採択かっていう形で採決をすれば確実に割れるっていうのが想定されましたので、できるだけ町議会としてですね、委員会としていい形でしっかりとこの請願を受け止めて結論を出すには、一部採択という形で、妥協じゃないですけども、まとめたほうがよろしいのではなか

ろうかというような形で、ちょっとまとめて結論として、そういう委員会としての結論を出したということになっております。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） それでは、質疑を終了します。討論を行いますか。

それでは、これから討論を行います。まず、原案に反対の発言を許可いたします。

今の委員長の一部採択に対しての原案に対して、反対の発言を許可いたします。

庵原議員。

○議員（5番 庵原 伸一君） 私どもは、請願者としては今言われたような中身の請願の内容で、全国一律とか、そういうふうな発言とかいうような意見書等の提案とかいうのは、しないでの意見書でもありますし、今、委員長が言われたような形でこういうようなことが認められるということであれば、そういうふうな審議の進め方でもありますし、2番については、先ほども言いましたように、地域間格差をなくすというのは、やはり高いところのところに行って収入を得たいということがありますけど、なるべく地元でも働いて収入を得て出稼ぎにならんような形でお願いしたいという地域間格差の意見書を我々は提案したと思っております。

3点目についても、なるべく世界各国がそういうふうな一律の賃金とかそういうことをやっておりますので、そういうふうなことに持って行ってほしいと。それに合わせて、先ほど話があったおります中小企業で一気に上げると、しわ寄せがくるので、そういうことについては支援をしてほしいというふうな意見書の要望書となっておりますので、この委員長の総務委員会の一部付託ということについては、納得できないので反対します。

○議長（松井 和行君） 次に、賛成者の発言を許可します。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。委員長の報告に賛成をいたします。

私も上程、初日に上程されたときに代表の紹介議員にちょっと質問をしました。質疑しました。その時に、これは全国一律ということで考えていいんですかと言ったら、委員長は全国一律ですというふうな回答をされました。それで私、傍聴も行ってまして、その中で請願人の方1名の方が、いろんな回答っちゅうかですね、いろんなことはしゃべられましたけども、その中で全国一律ということで考えていいんですかということで質疑をされましたら、地域間格差をなくす、これはもう全国一律と同じ意味だと思います。それについては必須項目ですということでおっしゃいました。で、請願書に書いてあることが全てと、この文言を参考に意見書を出せばいいんじゃないかろうかというふうなご意見もさっきありましたけども、そうであれば、別に請願人を呼ぶ必要ないんですね。請願人を呼んで、これの請願書の願意を確認するというのが付託委員会の務め

であるし、私どももそれが議員の務め、議会の務めであると思いますので、やはり聞いて、この願意がどうかちゅうのを確認するちゅうのはやっぱりしっかりしないと、それに基づいて結論を出したということになると思います。

そして、もう一つ言うところです、皆さん、同じところかどうか分かりませんが、これに類する請願書が出ていますけども、その中ではやっぱり全国一律というふうな強い文言の請願もございましてですね、それはやっぱり委員会として請願人を呼んで確認するというので、今回の結論に至ったというふうに私は理解をいたしております。それからですね、今いろいろ委員会の中でセットになっているという、1番と3番セットじゃないかということ委員会でも議論されていますけどもですね。

私は、これの2番と3番ね、最低賃金の地域格差の是正を図ること、それともろもろ経営のですね、経営者に対する措置をするというところがセットじゃなかろうかというふうに思います。

やはり日本はやっぱり資本主義国家で、やはり需給のバランスでやっぱり人件費も変わってくると。それにやっぱりセーフティネットを引いて最低賃金を設けているというふうに思っています。だから、全国一律で賃金を一定にすると、やはり田舎のほうは働く方はいいと思います。ただ、やっぱ経営者の方が苦しくなる。そしたら、これ3番のそういうふうな国の助成をしていかないかんというふうになるんですね、やはり全国一律、地域間格差をなくすっていうのはなかなか難しいことだと思うんで、私はこのご意見、そして私は質疑した時に、この1番については最低賃金を引き上げるを目指すことというのは理解はできますという前置きをおいて質疑しておりますので、私は委員会の修正案に、結論に賛成をいたします。

○議長（松井 和行君） 一応12時を過ぎておりますけど、このまま会議を続けます。

次に、反対者の発言を許可します。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。2番のところですね、先ほども言いましたけれども、これは請願者の思いは全国一律を目指すということでしたが、ここには是正を図ることって書いてあります。是正を図ることは、特に重要だと思っていて、地方と最低賃金の差があって、やっぱり最低賃金の高いところに人が流出してしまうというところですね。

ただ、先ほど言われたように、全く同じにするというのはちょっと難しいなと思っています。いろいろ物価も違うしですね、いろんな生活にかかるコストも違うんですね。だから、少しずつ是正をすることで、地域間格差がなくなってって、人口の流出も抑えられるんじゃないかなと思います。請願者は全国一律を目指したいっていう思いですが、少しずつ是正していくっていう意味で、この請願、意見書があると思うので、ここはこの意見書を出すことに私は賛成なので、委員長の報告に反対します。

3番目ですね、3番目の先ほど制度設計が難しいという話がありましたけど、やっぱり制度設計が難しいとはいえ最低賃金を引き上げるためには、こういう中小企業支援策の制度をつくらないといけないのではないかなと私は思います。それを政府に求めるという意見書を出すというのは、必要なことではないかと思うのでは、私は委員長報告に反対いたします。

○議長（松井 和行君） はい。次に賛成者の発言を許可します。

江口議員。

○議員（1番 江口 正明君） はい。総務建設委員会、付託を受けた委員会の委員の1人として、賛成討論を行います。

今いろいろ議論の中で、全国一律という言葉がキーワードにはなっているみたいなんですけど、そもそもこの意見書の内容を拝見して、いろいろ文章中に行間に見えないところがあったということで、あえて請願者を来ていただいて、呼んでこの中身をしっかりと確認をさせていただきました。その中で、先ほど北崎議員もおっしゃっていましたが、地域間格差の話なんですけども、やっぱり全国一律という言葉が請願者から説明されたというのは事実でございます。私どもも、それを受けた上でのいろんな議論を交わして、このような結果になったということですので、そのところをご理解いただきたいというふうに考えております。

それともう一つあるのは、地域間格差の原因として、最低賃金が非常に開きがあると。それが要するに、人口の流出とかですね、人口の一極集中とか、それから若者の都市部への流出をとめることができない。だから、その最低賃金を格差を是正したいというような説明、そこが要因の一つではあるかもしれませんが、ただ、それが大きな要因ではなくて、実際そういう状況が発生しているのは、都市部と地方の間に何が違うかということ、地方には仕事がないんですね。仕事がないから、そういう仕事を求めて都市部に集まるというところが大きく、それが本当に大きな要因だというふうに考えています。

ですから、地域間格差、最低賃金を究極、全国一律にしたところで、仕事がないからですね、そこは直接の大きな理由にはないのではないかなというふうに、当時、議論の中で思っていたことがございましたので、一応この内容の中で、報告書の中で不採択。特に、政府は最低賃金の地域間格差の是正を図ること、というこの項目については、不採択になったというふうには私は考えて、そのように不採択とさせていただいたということでございます。

ですから、基本その最低賃金を引き上げるという話と、それから確かに地域間格差ももう少しずつ狭めていかないかんとというのは趣旨はよく分かりますが、少なくとも先ほど冒頭に申しましたように、地域間格差の話はもう全国一律だというところの認識で議論をさせていただいた。議論をしたということだけ、ご理解いただきたいということでございます。

ということで、一応、賛成の意見とさせていただきます。以上でございます。

○議長（松井 和行君） 次に、反対者の発言を許可します。

牧野議員。

○議員（10番 牧野 真紀子君） 捉え方の違いと思うんですね。

私どもは、お呼びしたときにお話をお伺いしたときに、全国一律っていう言葉を出されたときは、最終的には全国一律を目指していくけれども、全国一律をするには法改正も必要、なかなかすぐにそういったことをやることはできないと。だから、徐々にやっていかなければいけないということで、そういった地域格差を少しずつ狭めていって、そういった格差がなくなるよう、少しでもなくなっていくように是正を図っていこうということで、今回2番目の項目を掲げさせていただきました。

そして、賃金を上げるためにはですね、労働者は賃金を上げて利益を得るので、それはいいんですけども経営者側の立場になったら、ただ上げることだけをするのではなくって、経営を逼迫するためには、やはり何かの支援策をしていかなければいけない。

そのためには例として、こういった税負担の軽減等ということで書いています。そしてまた、社会保険料の事業者負担軽減等っていう、ありますので、それはもう皆さんからのご意見とかいろいろ聞きながら、あくまでもそういった経営者の経営状態が逼迫しないように、きちっと政府にそれを求めていかなければいけないということで、やはりこれは1、2、3項目を一緒になって、これを上げていかないといけないということというふうに思っておりますので、先ほど委員長が言われました一部採択っていうことについては反対いたします。

○議長（松井 和行君） 次に、賛成者の発言を許可します。

横大路議員。

○議員（8番 横大路 政之君） はい。それでは賛成討論をさせていただきます。

まず、先ほどからしきりに出ています地域間格差ということについて、もう一度、私のほうから発言をしておきます。上程された折に、紹介議員さんは地域間格差とはどういうことを言っているんですかという質問に対して、天神と新宮という例えを出されたんですね。そんな馬鹿など僕は思って聞いていました。それで、これは請願者に直接聞くしかないと思ったので、その話を、当然ながら全国レベルで地域間格差というのが、この言葉の示す地域間格差だったと私は理解していますので、当時、参考人さんに確認をしたと。これが経緯でございまして、その中で出てきたやりとりで、結果、要するにその全国、最終的には全国一律を目指したいんだという参考人さんの意見があったということからスタートしているって、これはもう事前に申し上げておきます。これがまず冒頭ですね。

あとは、賛成討論させていただきます。現状の非正規雇用の労働者の賃金は、正規雇用労働者に比べて著しく低いということは言えると思います。また、なおかつここにきてですね、拡大傾

向にあることは事実です。これは皆様、ご承知のとおりだろうと思います。したがって、最低賃金を引き上げることにより、その格差を縮小すべきとは、当然我々も思っていますし、私も思っています。

一方ですね、最低賃金に地域間格差があることは、企業等の経営環境や物価水準に地域格差があることを加味したもので、最低賃金法でも第9条で地域別最低賃金の原則というのが定められています。当然ながら、地域間において差があること自体は、法で定められておるわけですね。

今度は、請願者の説明では地域間格差の是正とは、先ほどの話ですね、全国一律賃金を求めるとしています。これは、何を例に出したかっていうと、先ほど全世界レベルってどなたかがおっしゃっていましたが、OECD各国は全て一律なんです。日本だけが違うんですっていう主張でした。ですから、これはもう明らかに委員長が説明したように、全国一律を目指す意見書なんだということを表明されてたわけですね。請願者の説明でそういうことでありましたので、それを実現するための方法はどうなるか、ただ全国で1番高い東京に合わせるしかないんですよ。そうなると、結局、東京を地方に合わせることはあり得ないんですね、今の現況の中で。賃金レベルが下がるわけですから。そういうことからすると、結局、実現性不可能なんですよ、一律賃金というのは今の現況の中で。

しかもですね、やはりそれを実現するためには、今度は経営者、要するに先ほどこれも出ていましたけども、経営者の理解が絶対必要なわけですね。非現実的としか言いようがありません。このような最低賃金の格差是正は、人件費の増大による企業の経営環境の悪化を招くだけで、最悪の場合は労務倒産、今しきりに言われていますけど、こういう労務倒産を招く恐れがあるということから大きな危惧を抱くものであります。したがって、最低賃金の底上げと地域間格差の是正は、同じテーブルで議論できるテーマではないと私は思っています。本来、賃金の引き上げのための原資は、企業の利益で補うべきで、企業が負担すべき社会保険料や税負担というのは、一種の社会貢献なんですね、企業の。このことを忘れてはいけないというふうに私は思っています。

ですから、今の社会システムを崩壊させる一因になる可能性が十分私はあると思っています。最終的な結論です。私は、現在の非正規労働者にとって、最低賃金の引き上げは早急を実現すべき課題であるとは思っていますが、その方法は一定のルールの中で慎重に行われるべきだというふうに考えています。

以上のことから、一部採択とした委員長の報告に対して賛成意見ということにさせていただきます。

以上です。

○議長（松井 和行君） はい。

次に、反対者の発言を許可します。次に、賛成者の発言を許可します。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 討論を終わります。

この採決は起立によって行います。請願第2号、委員長の報告のとおり、一部採択とすることに賛成の方は起立願います。

〔起立する者7名、起立しない者4名〕

○議長（松井 和行君） はい。賛成、起立。着席してください。失礼しました。起立多数です。したがって、請願第2号は委員長の報告のとおり、一部採択とすることに可決されました。

○議長（松井 和行君） 第91号議案について、総務課長より説明の修正の申出がっております。総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。大変申し訳ありません。

先ほど北崎議員がお尋ねになった件で、最低制限価格を設けてないというふうに私認識していたんですけれども、実際は設けておりました。すみません、大変誤りです。申し訳ありませんでした。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたらですね、その理由。理由も全く違ってくるよね。要は、材料費のあれが多いんで、設けていませんという話だったし、これ21パーセントぐらい引いてあるんですよ。何か、今まで失格とかなっている業者からすると、えらくなんか幅が大きいんですけど、そこら辺はどうなんですかね。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） はい。すみません。

事前に私いろいろ確認した時には、していないと思っていましたので、先ほどのような説明をしないといけないというふうに思っていたんですけれども、実際は設けてあったということで、実際にも、先ほど言いましたように既製品の購入が大きな場合は最低制限価格を設けないこともありますので、先ほどのような答弁をしたんですけれども、最低制限を基本的には設けるとというのが基本ですので、今回については設けてあったということになります。金額の設定の仕方については、今後の入札の影響がありますのでお答えできませんけれども、基本的にはやはりそれで本当に実際にできるのかというところの金額の限度ということで考えておりますので、今回については、金額の設定をしていたということにはなりません。

○議長（松井 和行君） 北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたらですね、設けるか、設けんかの判断基準というのはない

んですか。あるんですか。

○議長（松井 和行君） 総務課長。

○総務課長（森 和也君） 基本的には一定の金額以上のものについては、工事請負費については設定するようにはしています。はい。それもケースバイケースにもよるんですけれども、先ほど言いましたように既製品が主な内容になってくるものについては、もう商品の指定がされていますので、設けないケースもあるということです。

○議長（松井 和行君） よろしいですか。はい。次に移ります。

日程第25. 報告第16号

○議長（松井 和行君） 日程第25、報告第16号、令和5年度新宮町土地開発公社経営状況の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（稲光 豊君） 報告第16号、令和5年度新宮町土地開発公社経営状況について、ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。このページは、令和5年度の事業報告として役員に関する事項及び理事会に関する事項について記載しております。

2ページをお願いいたします。このページから、令和5年度の公社事業実績報告書となります。用地の取得につきましては、上府～三代線道路整備事業用地として5件で、取得面積の合計が5,057.58平方メートル、合計金額が2,504万9,787円でございます。

3ページをお願いいたします。用地の売却につきましては、大坪～新開線道路改良事業用地として1件、新設中学校及び周辺道路公園整備用地として3件の計4件で、売却面積の合計が5,026.79平方メートル、合計金額が4,641万545円となっております。

4ページ、5ページをお願いいたします。収支決算書、収入の部の主なものにつきまして説明いたします。1款1項1目用地売却収入4,641万545円は、先ほど説明いたしました契約件数4件の用地売却に伴うものでございます。1款1項2目附帯等事業収入、1節土地貸付料の380万3,095円は、JR新宮中央駅東口駐輪場用地及び三代・的野線道路用地などを駐車場看板用地として貸付けており、その貸付料でございます。

2款1項1目借入金、1節短期借入金として14億円を借入れております。2節長期借入金として1億4,000万円を借入れております。借入金の内容につきましては、16、17ページに記載しておりますが、約6か月間の短期借入れとして、7億円を2回金融機関から借入れており、また長期借入金の1億4,000万円は、新宮町からの借入れとなっております。

以上、その他の収入とあわせて、収入合計15億9,021万4,807円となっております。

次に、6、7ページをお願いいたします。支出の部でございます。主なものを説明いたします。1款1項1目公有用地取得費、1節用地費2,504万9,787円は、先ほど説明しましたとおり、契約件数5件分の用地費でございます。2款1項1目支払利息、1節支払利息113万4,657円は、先ほど説明いたしました短期借入金の返済時に生じた2回分の利息の合計額。3款1項1目借入金償還金、1節借入金償還金15億9,000万円は、16、17ページの長期借入金明細書を記載のとおり、新宮町から借入れた事業費を令和6年3月、また短期借入金明細書の記載のとおり、金融機関から借入れていた事業資金を令和5年8月と令和6年2月に償還したものでございます。

以上、その他支出とあわせまして、支出合計16億1,939万8,820円となり、収支差額はマイナス2,918万4,013円となります。なお、8ページ以降に財産目録、貸借対照表、損益計算書、公有用地明細書などを添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第26. 報告第17号

○議長（松井 和行君） 日程第26、報告第17号、令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 報告第17号、令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書についてを説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

1ページをお願いします。令和5年度新宮町簡易水道事業特別会計継続費精算報告書の1款1項、事業名、法適化移行支援業務委託料は、令和6年度からの法適化移行業務が完了したことによる精算です。

財源内訳としましては記載のとおりで、令和5年度は打切り決算のため、令和5年度分143万円が年割額と支出済額との差として上がっております。同じく、事業名、機械電気設備更新工事は、相島浄水場ほかの電気機械設備を更新したものの精算で、財源内訳としましては、記載のとおりで、年割額と支出済額との差は令和4年度は端数処理のため不用額として100円、令和

5年度は打切り決算のため3,500万円が差として上がっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第27. 報告第18号

○議員（8番 松井 和行君） 日程第27、報告第18号、令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（高橋 忠久君） 報告第18号、令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計継続費精算報告書についてを説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により議会に報告するものでございます。1ページをお願いします。

令和5年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計継続費精算報告書の1款1項、事業名、法適化移行支援業務委託料は、令和6年度からの法適化移行業務が完了したことによる精算です。財源内訳としましては記載のとおりで、令和5年度は打切り決算のため、令和5年度分148万5,000円が年割額と支出済額の差として上がっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第28. 報告第19号

○議長（松井 和行君） 日程第28、報告第19号、令和5年度新宮町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第19号、令和5年度新宮町一般会計継続費精算報告書について説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、令和5年度新宮町一般会計継続費精算報告

書を議会に報告するのでございます。

1 ページをお願いいたします。令和5年度に継続年度が終了した事業について報告いたします。8 款4 項立地適正化計画策定委託料で、全体計画といたしまして総額2,220万9,000円、年割額、令和3年度952万2,000円、令和4年度685万6,000円、令和5年度583万1,000円。これに対し、実績につきましては支出済額が令和3年度は715万2,200円、令和4年度は860万2,000円、令和5年度は645万3,700円で、継続費通次繰越として令和3年度から令和4年度に236万9,000円、さらに令和4年度から令和5年度に62万3,000円を繰越し、年割額との支出額の差が1,100円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第29. 報告第20号

○議長（松井 和行君） 日程第29、報告第20号、令和5年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（高木 昭典君） 報告第20号、令和5年度新宮町健全化判断比率等の報告について、ご説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和5年度新宮町健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

1 ページ、総括表①、健全化判断比率の状況でございます。上段の表、中央から右側の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足が生じておりませんので、バーで表示しております。その右隣、実質公債比率は8.6パーセントで、令和4年度と比較して0.3ポイント増加しております。

理由につきましては、分子を構成する元利償還金が増加し、分母を構成する標準財政規模も増加しましたが、分子分母に関わる歳入公債費等の額が減少したため、結果として単年度の実質公債比率が増加することとなりました。昨年度の実質公債比率の数値が大きかったため、3か年平均の増加幅は小さくなっております。

次に、右端の将来負担比率につきましては、昨年度と同様に、将来負担額を充当可能財源が上

回っており、将来負担比率がマイナスとなるため、バーで表示しております。主な減少の要因といたしましては、充当可能財源等の充当可能基金が増加したことによるものです。

2ページから4ページまでは算出表になりますので、ご参照ください。

5ページをお願いいたします。公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては、資金不足が生じていないため、バーで表示しております。

説明は、以上でございます。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第30. 報告第21号

○議長（松井 和行君） 日程第30、報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（森 和也君） 報告第21号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について。新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。条例第2条第1項第1号分といたしまして、まず一般会計予定価格は130万円以上の工事または製造の請負契約は9件ございます。特別会計については該当がございません。

2ページをお願いいたします。予定価格が50万円以上の委託契約につきましては、一般会計について39件ございます。3ページ、4ページがその内容になります。

4ページ目、特別会計につきましては3件ございます。続きまして5ページ目ですね。条例第2条第1項第2号分につきましては、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約については10件ございます。

6ページをお願いいたします。予定価格が50万円以上の委託契約については5件ございます。なお、参考資料としまして入札結果表を添付しておりますので、ご参照ください。

説明は以上です。

○議長（松井 和行君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） 質問を終わります。

日程第31. 報告第22号

○議長（松井 和行君） 日程第31、報告第22号、建設工事等の書類監査及び現地確認の結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。

質問を終わります。

○議長（松井 和行君） 日程第32、報告第23号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば監査委員にお尋ねください。以上で報告を終わります。

お諮りいたします。

本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松井 和行君） ご異議なしと認めます。

よって誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し散会いたします。

午後12時49分散会
